

小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の在り方について

(第一次報告)

平成26年10月

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議

目 次

はじめに	1
1. 検討の背景	1
(1) 教育再生実行会議第5次提言	
(2) 中央教育審議会への諮問と審議状況	
(3) 地域とともにある学校づくりの提言	
2. 地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みの現状	3
(1) 学校・家庭・地域の協働体制の基盤としてのコミュニティ・スクール	
(2) 小中一貫教育と地域との関係	
(3) 小中一貫教育とコミュニティ・スクールの一体的な広がり	
3. 小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の実態	5
(1) 現行の学校運営協議会の制度	
(2) 小中一貫教育を実施している学校の学校運営協議会の実態調査の結果	
4. これまでの総括と今後の方向性	8
5. 中学校区を単位とした学校運営協議会の推進方策（提言）	9
(1) 中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置促進	
(2) 複数校における一体的な学校運営協議会の運営上の留意点	
(3) 教育委員会による積極的な指導助言・支援への期待	
参考資料1 小中一貫教育等についての実態調査結果（抜粋）	12
参考資料2 学校間・学校段階間の連携を推進する上での学校運営協議会の在り方に関する調査（小中一貫教育を実施している自治体における回答の概要）	14

小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の在り方について (第一次報告)

はじめに

- 教育再生実行会議第5次提言を受け、現在、中央教育審議会では、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について精力的な審議がなされている。すでに多くの地域において、小中一貫教育の取組が進められているが、取組の一層の推進を図るためには、保護者や地域住民等、地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える環境を整備していく必要があり、本協力者会議では、小中一貫教育の制度化の議論を踏まえつつ、中学校区を運営単位としたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の在り方について議論してきた。
- 本報告は、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区内の複数の小・中学校で一体的な学校運営協議会の設置を促進するよう提言するものである。

1. 検討の背景

(1) 教育再生実行会議第5次提言

- 少子・高齢化やグローバル化が進む中、日本が将来にわたって成長し発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現していくためには、個人の可能性を最大限引き出すとともに、少子化を克服し、国力の源である人材の質と量を充実・確保していく必要がある。
- このような観点から、教育再生実行会議において、平成26年6月に第5次提言「今後の学制等の在り方について」が取りまとめられ、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について提言された。
- 具体的には、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化及び設置促進への支援をはじめ、幅広い提言がなされており、同提言においては、コミュニティ・スクール（学校運営協

議会制度)の導入の促進により、保護者や地域住民の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進する旨も示されている。

(2) 中央教育審議会への諮問と審議状況

- 上記の教育再生実行会議第5次提言を受け、平成26年7月、下村文部科学大臣から中央教育審議会に対し「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」諮問がなされた。
- これを受け、現在、同審議会の初等中等教育分科会に小中一貫教育特別部会が設置され、小中一貫教育の学校制度について、どのような制度設計が考えられるか、また、小中一貫教育を全国的に展開するとともに、取組の質の向上を図る観点からどのような方策が考えられるかなどについて、精力的に審議されている。さらに、小中一貫教育の総合的な推進方策の一つとして、地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを併せて支えられるような仕組みづくりが必要との意見も出されている。

(3) 地域とともにある学校づくりの提言

- 文部科学省に置かれた「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」が平成23年7月に取りまとめた提言「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」において、「子どもたちの豊かな育ちを確保するために、すべての学校が、地域の人々と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校」となることを目指すべき」とされている。
- また、同提言では、地域とともにある学校づくりを推進するため、当面、国において重点的に推進すべき5つの目標が掲げられており、その一つとして「中学校区を運営単位として捉え、複数の小中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大」することが掲げられ、「地域とともにある学校づくりを促進する新たな仕組みとして、複数校の連携・接続に留意した運営体制について制度的な課題や推進方策を検討し、その拡大を後押しすべきである」ことが示されている。

2. 地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える仕組みの現状

(1) 学校・家庭・地域の協働体制の基盤としてのコミュニティ・スクール

- 学校や子供たちが抱える課題等を解決するとともに、子供たちが豊かで健やかな成長を遂げるためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。
- 子供たちの「生きる力」は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校のみで育めるものではない。地域社会とのつながりは、絆を育み、子供たちの成長に豊かさたくましさを生み出してくれる。また、地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々にとっての夢であり希望でもある。地域社会を構成する一人ひとりが当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供たちの学びに関わり、支えていく中で、大人たちもともに学び合い成長を遂げていく姿が理想である。
- こうした学校・家庭・地域の相互の関係を強化し、社会総掛かりでの教育の充実を図る上で、学校は、地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要であり、学校・家庭・地域の協働体制の基盤として、コミュニティ・スクールの設置促進が図られているところである。
- また、学校を核として、地域に住む人々が集い、つながり、活動していく中で、互いに自立し、助け合い、よりよく成長していくための地域コミュニティが活性化していくことが期待されており、コミュニティ・スクールを基盤とした学校・地域の協働の取組を通じて、地域コミュニティの形成・活性化を図っていくことが期待されている。

(2) 小中一貫教育と地域との関係

- すでに多くの地域において、地方公共団体における小中一貫教育の取組により、複数の小学校・中学校が連携して、義務教育9年間を通じた子供の育ちを実現する教育が推進されており、学力の向上や、いわゆる中1ギャップ¹の緩和（不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少等）、教職員の指導方法への改善意欲の向上に加え、保護者や地域との協働関係の強化など、様々な効果が報告されている（参考資料1参照）。

¹ 児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態。

- 小中一貫教育のよさは、小・中学校の教職員が義務教育9年間の全体像を理解した上で、その系統性・連続性に配慮して教育に取り組むことにあるとともに、中学校区という一つの大きな地域の中で育っている子供たちの9年間の学びを支えられることなどにある。
- 現在、小中一貫教育に取り組んでいる学校は、地域との関わりの中で取り組んでいる事例が多く、15歳までにどのような子供を育てていくかという目指すべき子供像を保護者や地域住民と共有し、小中一貫教育のカリキュラムに地域の特色を生かしていくなど、子供たちの豊かな学びと育ちを地域ぐるみで支える取組が広がっている。
- 9年間という学びの中で、地域住民が学校運営に参画し、学校の教育活動等に関わる機会を充実することを通じ、子供たちの地域に対する誇りや愛情が育まれるとともに、地域も活性化していく。

(3) 小中一貫教育とコミュニティ・スクールの一体的な広がり

- 文部科学省が平成26年に実施した「小中一貫教育等についての実態調査」の結果によると、小中一貫教育²を実施している学校において、地域や保護者との協働関係を強めることを目的に取り組んでいる事項として、コミュニティ・スクールを導入している学校が15%、コミュニティ・スクールの組織を小・中学校合同で設けている学校が7%、コミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行っている学校が4%という状況³であった。
- 先進的な小中一貫の取組においては、中学校区を一つの運営単位と捉えたコミュニティ・スクールと有機的に組み合わせることにより、大きな成果を上げている。

<小中一貫教育に取り組むコミュニティ・スクールの事例>

事例 1	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区の小・中学校で「学園」を構成し、小中一貫教育を推進。 ・各学校に学校運営協議会を置きつつ、学園単位の合同会議（〇〇学園コミュニティ・スクール委員会。学校運営協議会委員全員が同委員会のメンバー）を開催。 ・合同会議で学園としての目標等を共有。学園の運営状況等について学校関係者評価を行うとともに、部会（支援部、地域部、評価部、広報
---------	---

² 小中連携教育（小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育）のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育。

³ 小中一貫教育を行う学校1,130校に対する調査の結果。

	<p>部等) を設けて学校支援活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同会議を開催することで、学園で子供を育てていく意識が地域の方々に共有され、学園としての一体感や小中一貫教育の視点で学園運営への意見をもらうことができている。
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小・中学校に学校運営協議会を置きつつ、中学校ブロック学校運営協議会を組織し、中学校区共通の教育目標を掲げ、取組を実施(各小・中学校の学校運営協議会委員の代表 3~4 名が中学校ブロック学校運営協議会委員として参画)。 ・ 中学校ブロック学校運営協議会の委員は、中学校ブロック学校関係者評価委員も兼務し、連携した取組について評価を実施。 ・ 校区全体で子供を育てる意識の醸成、小中 9 年間を見通した系統的・統一的教育活動の展開、小・中学校間での情報・行動の連携の促進などの成果が見られる。

- また、このほかにも、コミュニティ・スクールとなった学校において、学校運営協議会の委員から、小中一貫教育を積極的に進めてほしいといった声がり、実現に向けて動いている事例もあるなど、コミュニティ・スクールの活動を通して、小中一貫教育に発展していく方向性も見られる。

3. 小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の実態

(1) 現行の学校運営協議会の制度

- 学校運営協議会は、現行の制度体系下においては、教育委員会が指定する学校ごとに置かれ、指定学校の基本方針の承認を行うとともに、学校運営等に対して意見を述べる機能をもたせる制度である。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- これは、地域の実情や学校の状況を踏まえ、その学校の地域住民や当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者の意向を直接的に学校運営に反映させるかどうかについて、設置者である自治体の教育委員会が、その責任において所管の学校ごとに判断を行い、特定の学校を指定して設置することとしたものである。

(2) 小中一貫教育を実施している学校の学校運営協議会の実態調査の結果

- 小中一貫教育など学校間連携を推進している学校運営協議会の実態を把握するため、平成26年9月に「学校間・学校段階間の連携を推進する上での学校運営協議会の在り方に関する調査」を実施した。このうち、小中一貫教育を実施している自治体における回答の概要は以下のとおりである。
(参考資料2参照)

調査対象：平成26年4月時点でコミュニティ・スクールを指定している市区町村⁴
回答方法：該当市区町村の教育委員会担当者が記述式で回答。
集計方法：小中一貫教育を実施している市区町村の回答のポイントを分類し集計。
回収率：97.9%

<小中一貫教育を実施している学校の学校運営協議会の実態（ポイント）>

- 小中一貫教育を実施しているコミュニティ・スクールの多くは、学校運営協議会において中学校区全体での情報の共有等を図る工夫をしており、小中一貫教育を推進する上で学校運営協議会が有効に機能している面がある。
- 一方、小・中学校の合同による会議を別に設置し運営するなどにより、学校運営協議会委員や事務局の負担等が発生するなどの課題も生じている。

<調査結果の概要>

①小中一貫を推進するための学校運営協議会の運営の工夫

- 小中一貫教育に取り組んでいる学校では、中学校区全体での情報共有等を図るために、学校運営協議会とは別に合同の組織体を設けたり、各校の学校運営協議会を合同で開催するなどの工夫を行っている割合が約88%、合同会議は設けず、小・中学校で委員を兼務させている割合は約5%の状況である。

②合同会議を設置している場合で、個別の学校運営協議会の開催の有無

- 合同会議を開催している場合で、学校ごとの（個別の）学校運営協議会も開催している自治体は約54%の状況である。

③合同会議の開催頻度（個別の学校運営協議会の開催頻度と併せて回答）

- 合同会議を開催し、個別の学校運営協議会も開催している自治体においては、合同会議の開催は1～4回が約90%の状況に対し、個別の学校運営協議会の開催は1～4回が約55%、5～8回が約40%の状況である。一方、個別の

⁴ 調査対象は学校ではなく市区町村とし、小中一貫教育、小中連携教育等を実施している市区町村における学校運営協議会の運営上の工夫や成果、課題等の概略について調査した。

学校運営協議会を開催していない自治体においては、合同会議の開催は5～8回が約59%と最も多く、続いて1～4回が約29%の状況である。

④合同会議の各学校運営協議会の委員構成との関係

- 小・中学校の学校運営協議会委員を全員、合同会議の委員としている（委員が完全に重複している）割合が約80%を超え、合同会議の委員として、各学校運営協議会の代表者が出席している割合が約32%の状況である。

⑤合同会議を開催している場合の協議内容

- 小・中学校の学校運営協議会を合同で開催する中で、学校運営の基本方針を承認している割合が約60%、小・中学校合同による行事の協議を行っている割合が約57%、学校関係者評価を実施している割合が約49%、その他（学校支援活動の協議や生徒指導上の課題や対策等について協議など）の割合が約65%という状況である。

⑥合同会議を開催している場合、個別の学校運営協議会での協議内容

- 各小・中学校で開催する学校運営協議会においては、個別学校の抱える課題や対応等の個別案件について協議している割合が約60%、各校の基本方針の承認及び学校関係者評価を実施している割合がそれぞれ約40%の状況である。

⑦コミュニティ・スクールにおいて小中一貫教育を推進する上での成果

- 合同会議の開催など各自治体における運営上の工夫により、9年間を通じた教育目標や教育課程等の共有が図られているという成果を挙げた割合は約76%、指定校全体としての意識の共有など一体感が出ているという成果を挙げた割合は約19%の状況である。また、その他（系統的に教育を考えられるようになった、小・中学校に学校経営方針が浸透したなど）の割合は約21%の状況である。

⑧コミュニティ・スクールにおいて小中一貫教育を推進する上での課題

- 合同会議に加え、個別の学校運営協議会も開催している自治体においては、学校運営協議会委員や事務局の負担等が増加している割合が約65%、学校運営協議会委員の人材確保が困難との割合が約35%の状況である。一方、合同会議のみで個別の学校運営協議会を開催していない自治体においては、負担等が増加している割合が約12%、人材確保が困難との割合が約6%に対し、特に課題はないとの回答が約47%であった。

4. これまでの総括と今後の方向性

- これまでに述べてきた現状等については、以下のように総括することができる。

- ① 先進的な小中一貫教育の取組において、中学校区を一つの運営単位と捉えたコミュニティ・スクールと有機的に組み合わせることにより、大きな成果を上げている。
- ② 教育委員会や学校の創意工夫により、小・中学校の学校運営協議会を合同で開催したり、学校運営協議会の委員を兼務させたりすることで、9年間を見通した目標等の共有を図るなど、小中一貫教育を推進するための効果的な工夫がなされている。
- ③ 一方、現行制度上、学校運営協議会は、小学校及び中学校が別々の学校として法整備されていることを前提としたものであるため、9年間を通じた方針・目標等が必ずしも十分に共有できていない地域もある。また、小・中学校の合同による会議を別に設置し運営することで情報や目標の共有等は可能である一方、会議開催数が多くなり、学校運営協議会委員や事務局の負担につながっている面がある。

- 小中一貫教育の推進に当たって、教育の継続性や質を担保していくためには、小中一貫教育に適した教職員体制の構築はもとより、地域住民の存在が大きな役割を果たす。すなわち、地域全体の理解・協力が得られるかどうかは、小中一貫教育の成否に大きな影響を与えたと考えられる。

- また、小中一貫教育とコミュニティ・スクールは、ともに教育改革にとって重要なツールであり、一体となって相乗効果を発揮していくことが期待されることから、両者を結びつけ、互いに関連を図りつつ展開していくことが求められる。

- このため、中学校区におけるコミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域住民等の参画と支援の下、より効果的な学校間連携を推進していくことが望ましく、小中一貫教育の推進とコミュニティ・スクールの設置促進を一つの方向で捉えて推進していくことが必要である。

○ さらに、小中一貫教育をこれから導入しようという学校においては、導入のプロセスとして、学区の保護者や地域住民の理解・協力を得るための議論の場、意見を反映させる場を設けることが有効であり、学校運営協議会がその場となることも期待される。

○ なお、コミュニティ・スクールの有効性は、小中一貫教育に取り組む学校に限るものではなく、全ての学校において地域ぐるみで子供を育てる体制の構築が求められる。

5. 中学校区を単位とした学校運営協議会の推進方策（提言）

（1）中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置促進

○ 小中一貫教育を一層推進する観点からも、小中一貫教育の制度化に伴い、複数の学校で一つの学校運営協議会を設置することができるよう、現行の制度の見直しを図ることが有効であると考え。国は、こうした点も踏まえつつ、中学校区内の小・中学校における一体的な学校運営協議会の設置をより一層促進すべきである。

<複数の学校で一体的な学校運営協議会を設置するねらい>

- ・ 9年間を通じた目標等の共有による系統的な学校運営の実現
- ・ 指定学校全体としての学校と地域の協働の推進
- ・ 会議を個別・合同と重ねて開催する必要がなく、学校及び委員の負担が軽減され、効率的・効果的な運営が実現
- ・ 単独では設置が難しい学校における学校運営協議会の設置が拡大

○ その際、小学校区と中学校区の関係性が多様であり（複数の小学校から一つの中学校への進学、一つの小学校から複数の中学校（私立学校を含む）への進学等）、都市部と過疎地域など地域の状況により学校間の連携の形態は異なること、また、小中一貫教育の形にも、施設一体型、施設隣接型、施設分離型など様々な形態があり、地域住民や保護者の関わり方も異なるため、学校運営協議会の形も変わることにより留意する必要がある、画一的な在り方とするのではなく、地域の実情やニーズ等に応じ、柔軟な学校運営体制を可能としていくことが必要である。

○ また、小中一貫教育以外の小・中学校連携や、幼稚園も含めた中学校区全

体の連携、中学校と高等学校との連携など、多様な学校間連携を推進する観点から、学校運営協議会の設置について、引き続き、弾力的な在り方の検討が求められる。

(2) 複数校における一体的な学校運営協議会の運営上の留意点

- 既述のとおり、小学校区と中学校区の関係性が多様であること、地域の状況により学校間の連携の形態は異なることから、教育委員会は、指定対象とする学校全体としての一貫した教育の必要性とともに、対象校全体としての地域の実情や学校の状況等を踏まえて、指定の方法について適切に判断することが重要である。
- 学校運営協議会において、9年間の一貫した教育目標や教育課程等の基本方針の承認、9年間一貫した学校運営に対する意見、あるいは、9年間を通じた学校支援や学校関係者評価の実施など、そのメリットを最大限生かした運営がなされることが重要である。このため、教育委員会は、教育委員会規則において、学校運営協議会が小中一貫した9年間の教育目標等を承認する旨を明定するなど、学校運営協議会の運営を通して、系統的な学校運営の実現に資するよう配慮することが重要である。
- 学校運営協議会の役割は、指定された学校の運営に関する基本方針の承認や学校運営への意見等を通じ、地域住民や保護者等のニーズを的確に反映することである。このため、小中一貫教育を目指す学校全体の運営方針や教育課程等の承認等にとどまらず、個別学校における課題に対しても、十分な協議や情報の共有が図られるよう、配慮することが重要である。その際、可能な限り、会議を効率的に運営するよう配慮するなど、学校運営協議会委員等の負担軽減策を講じていく必要がある。
- 中学校区の複数の小・中学校が小中一貫教育に取り組む場合、教育委員会の判断によるが、全体の総合調整等を行う校長が所在する学校に、学校運営協議会の事務局を置くことが望ましい。
- 学校運営の最終的な責任は校長にある。小中一貫教育を推進する小・中学校がお互いの役割分担を図りながら、連携を深めていくことが大切であり、個々の校長がきちんと学校運営に責任をもち、マネジメントしていくことが大切である。

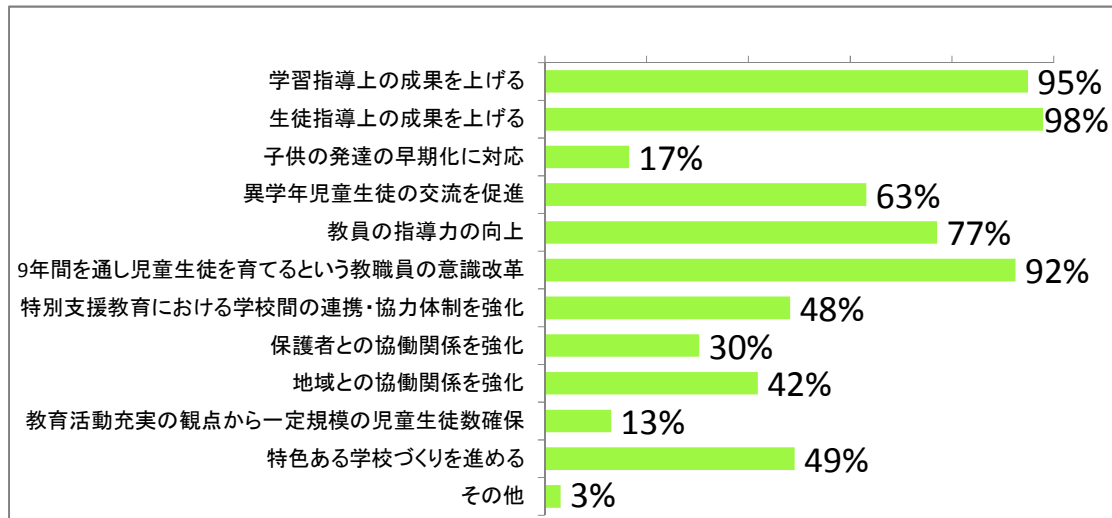
- 指定学校全体の地域住民や保護者等のニーズが的確に反映されるよう、学校運営協議会の委員については、一部の学校に偏ることなく、バランスの取れた人選等を行うことが重要である。
- 指定学校全体として教職員の理解促進を図るとともに、学校運営協議会において合議体として適切な意思決定が行われるためにも、研修等を通じ、教職員や委員が学校運営協議会の役割や責任について正しい理解が得られるよう配慮していくことが重要である。

(3) 教育委員会による積極的な指導助言・支援への期待

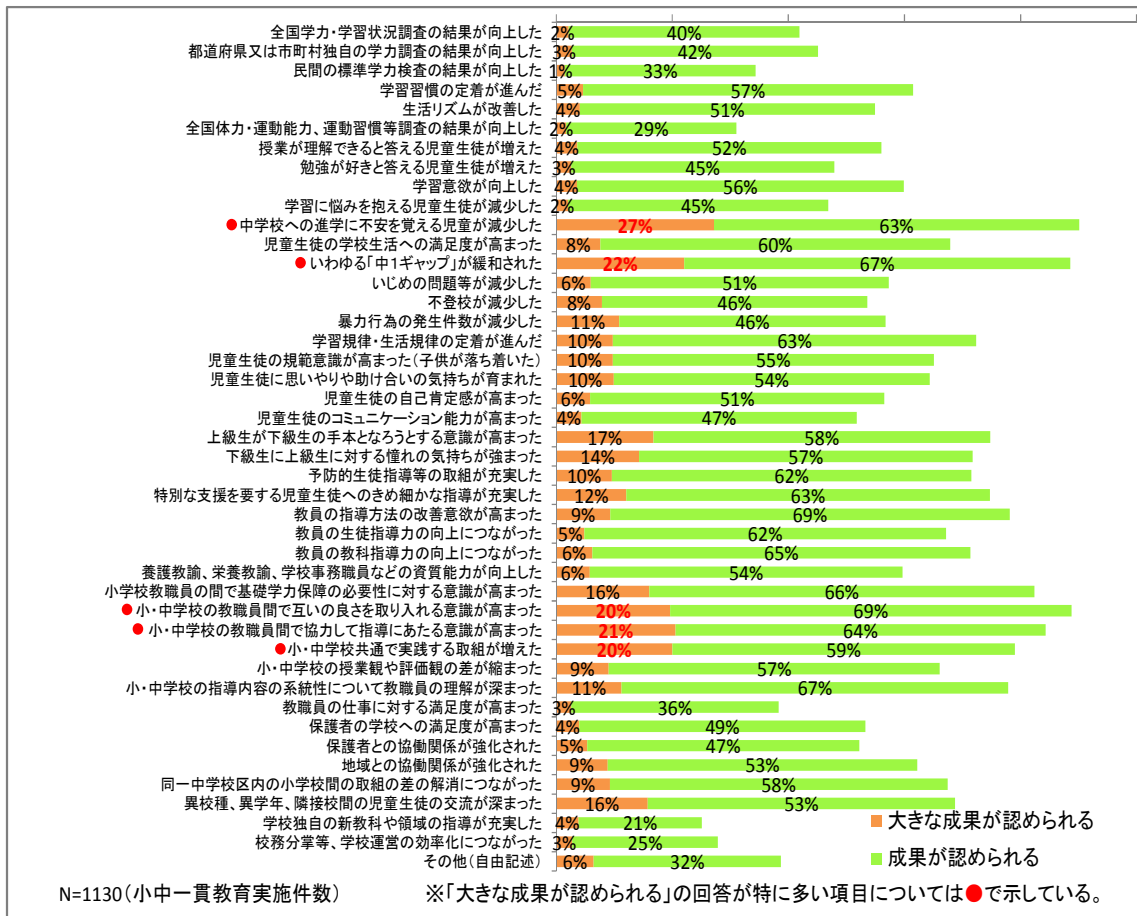
- 教育委員会においては、小中一貫教育に取り組む学校に限らず、自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、学校と地域との信頼関係や連携・協働体制の構築が進むよう、コミュニティ・スクールの設置を促し支援することが求められる。また、保護者や地域住民が自分たちの力で学校をよりよいものにしていくという意識を高め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む環境づくりを目指して、学校関係者、地域関係者等に対して積極的な普及・啓発等を図っていくことが求められる。
- さらに、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせ一体的に推進していくためには、教育委員会が、学校や学校運営協議会委員等に対して目指すべき姿を示し、イニシアティブを発揮していく必要があり、積極的な指導助言・支援を行っていくことが期待される。

小中一貫教育等についての実態調査結果（抜粋）

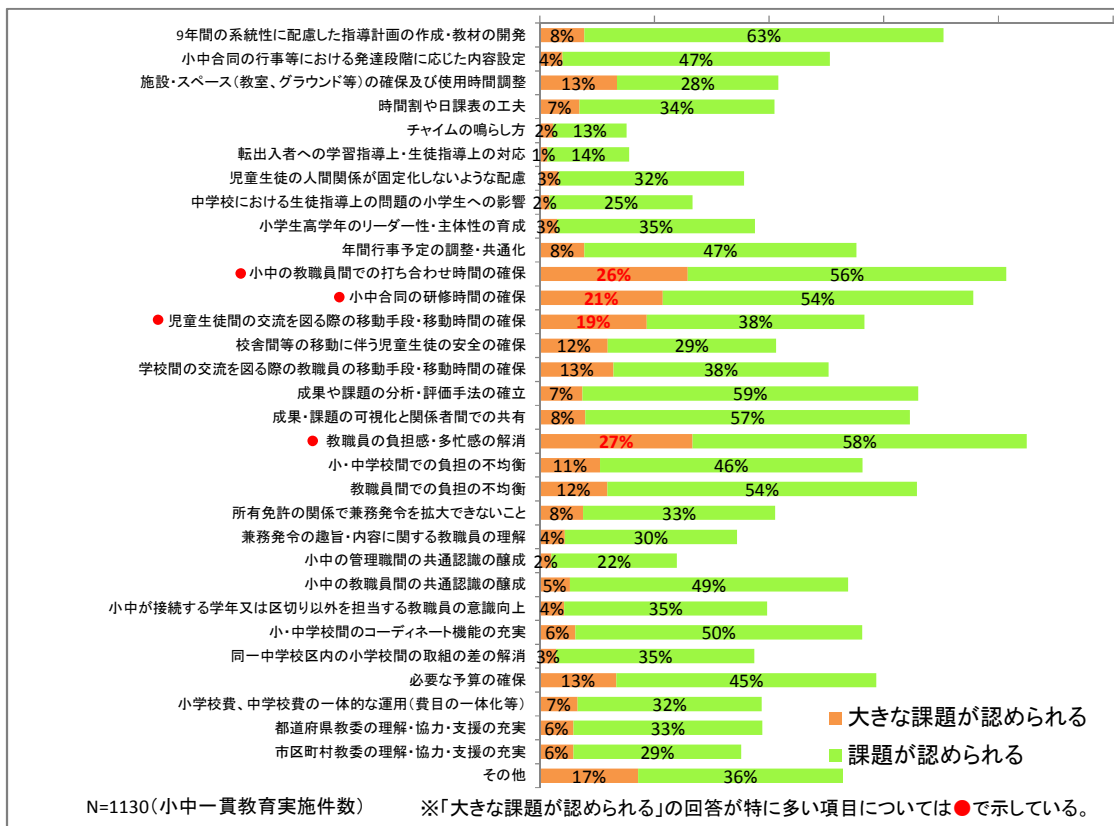
【小中一貫教育の主なねらい】



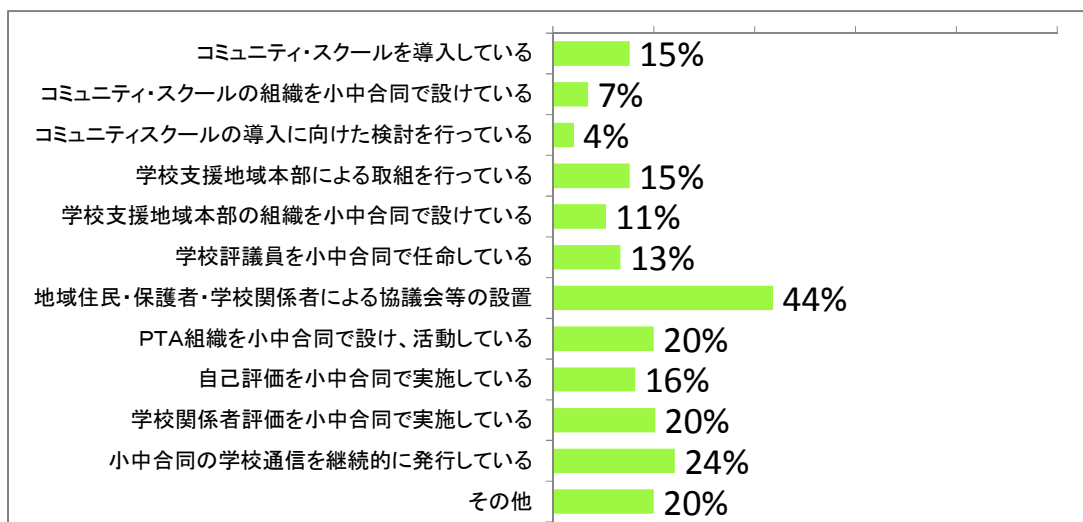
【小中一貫教育の成果】



【小中一貫教育の課題】



【地域や保護者との協働関係を強めることを目的に取り組んでいる事項】



学校間・学校段階間の連携を推進する上での学校運営協議会の
在り方に関する調査
(小中一貫教育を実施している自治体における回答の概要)

目的：小中一貫教育等学校間連携を推進している学校運営協議会の実態を把握するため、「学校間・学校段階間の連携を推進する上での学校運営協議会の在り方に関する調査」を実施した。

調査時期：平成 26 年 9 月

調査対象：平成 26 年 4 月時点でコミュニティ・スクールを指定している市区町村（187 市区町村）⁵

回答方法：該当市区町村の教育委員会担当者が記述式で回答。

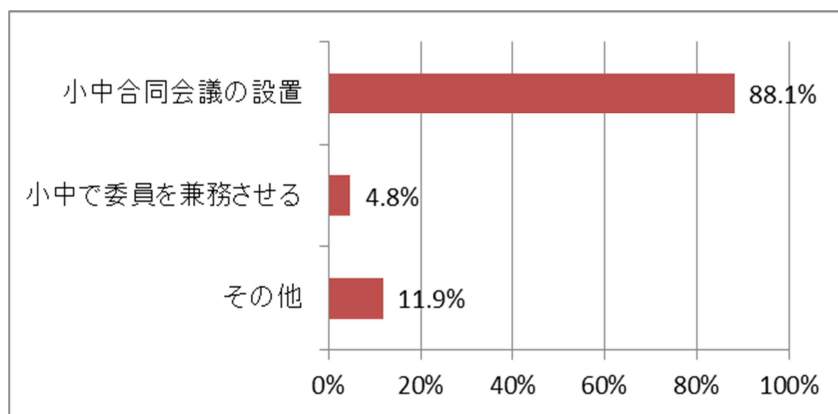
集計方法：以下の連携の形式のうち、小中一貫教育を実施している市区町村の回答について、記述のポイントを分類し集計。

回答率：97.9%

【学校運営協議会において実施している連携の形式の分類】

連携の形式	自治体数	割合
小中一貫教育 ⁶ を実施	42	22.5%
小中連携教育など ⁷ を実施（小中一貫教育を除く）	58	31.0%
実施していない	83	44.4%
未回答	4	2.1%

①小中一貫を推進するための学校運営協議会の運営の工夫（複数回答可）



⁵ 学校運営協議会は教育委員会が指定するものであること、短期間での調査であり指定校への負担を軽減する必要があることから、調査対象は学校ではなく市区町村とし、小中一貫教育、小中連携教育等を実施している市区町村における学校運営協議会の運営上の工夫や成果、課題等の概略を把握することとどめた。

⁶ 注釈 2 と同様。

⁷ 注釈 2 に記載の「小中連携教育」の定義のうち、小中一貫教育を実施している学校を除いた上、小学校同士の連携、中学校同士の連携、幼小中連携など、学校間連携を進めている学校を含む。

※「小中合同会議の設置」は、各学校の学校運営協議会を合同で開催、あるいは、学校運営協議会とは別に合同の会議を開催しているとの回答。合同会議の名称としては「〇〇学園コミュニティ・スクール」「〇〇中学校区ブロック学校運営協議会」など様々。

※「小中で委員を兼務させる」は、合同会議は設置せず、小学校・中学校の委員を一部兼務させているとの回答。

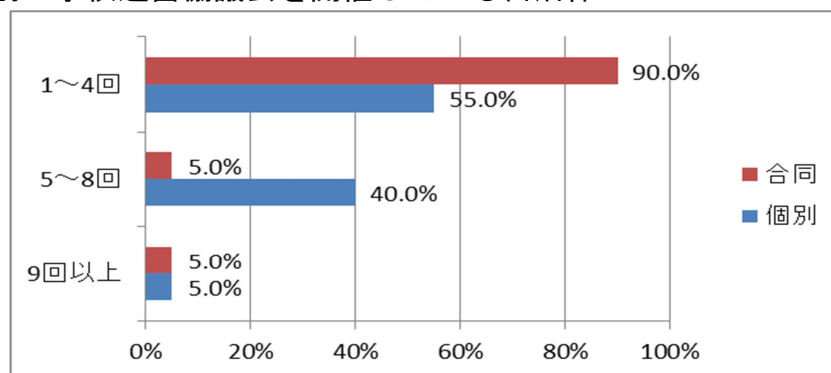
※「その他」は、学校運営協議会を小・中学校で完全に一体的に運営しているため、合同会議という認識がない自治体（5自治体）

②個別の学校運営協議会の開催の有無（合同会議を開催している自治体に確認）

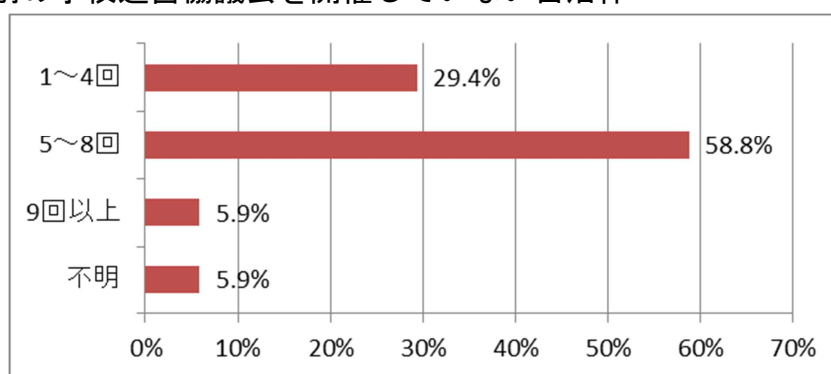
個別の学校運営協議会の開催	自治体数	割合
あり	20	54.1%
なし	17	45.9%

③合同会議の開催頻度（個別の学校運営協議会の開催頻度と併せて回答）

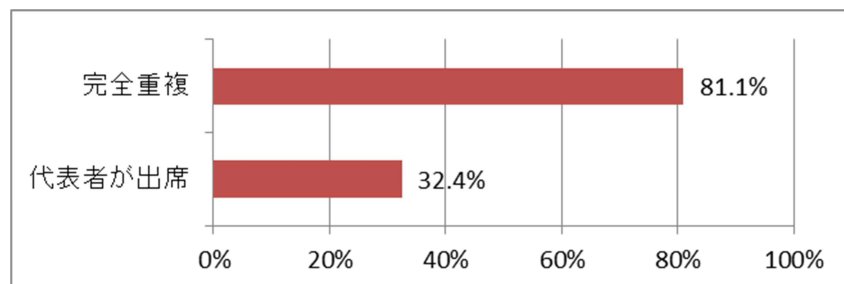
ア. 個別の学校運営協議会を開催している自治体



イ. 個別の学校運営協議会を開催していない自治体

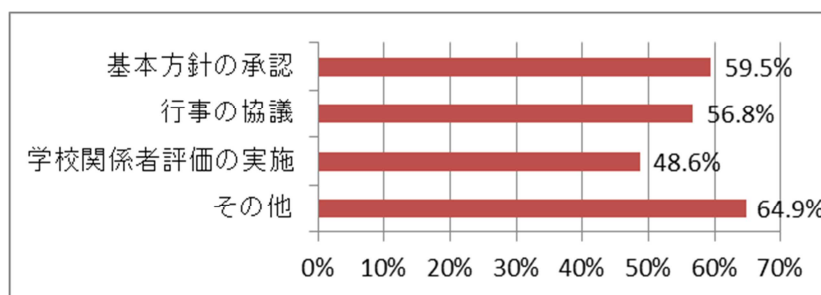


④合同会議の各学校運営協議会の委員構成との関係（複数回答可）



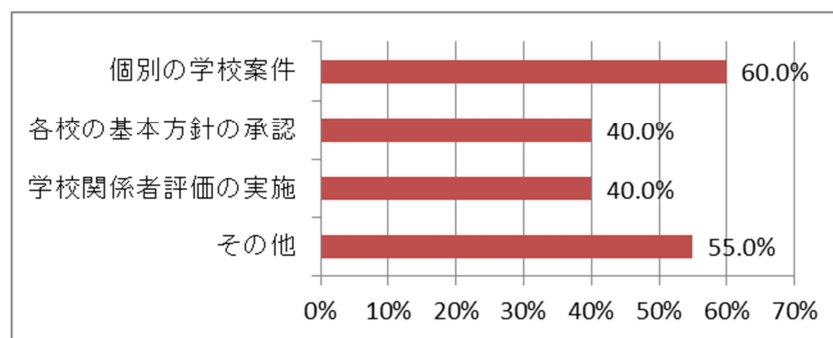
※「完全重複」は、合同会議の委員に各学校運営協議会の委員が全員重複しているとの回答。
 ※「代表者が出席」は、合同会議の委員として、各学校運営協議会の一部の委員が代表として出席しているとの回答。

⑤合同会議を開催している場合の協議内容（複数回答可）



※「基本方針の承認」は、校長の定める学校運営の基本方針を合同会議（各学校運営協議会の合同開催）において承認しているとの回答。
 ※「行事の協議」は、小・中学校合同で開催する行事の内容を協議している等の回答。
 ※「学校関係者評価の実施」は、合同会議において、小・中学校の学校関係者評価を実施しているとの回答。
 ※「その他」は、教職員の任用に関する意見、学校支援活動の協議、生活指導、通学路の安全対策、いじめ等の生徒指導上の課題や対策について協議している等の回答。

⑥合同会議を開催している場合、個別の学校運営協議会での協議内容（複数回答可）

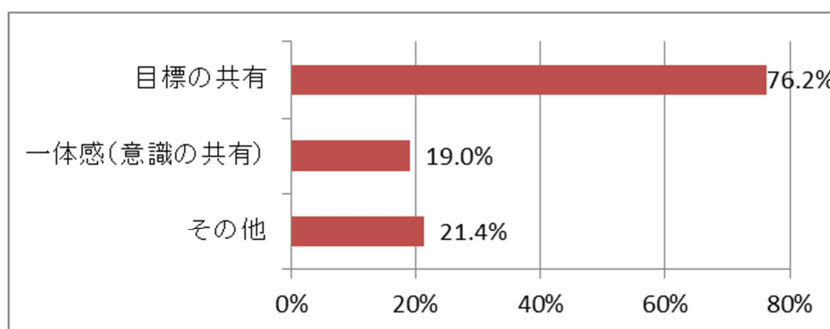


※「個別の学校案件」は、各学校の抱える課題や対応等に関する情報共有や協議を行っている等の回答。

※「その他」は、学校支援活動の内容、実働する部会での取組内容、合同会議で話題となった内容、予算等について協議している等の回答。

※「個別の会議なし」は、学校運営協議会の会議として小・中学校合同で開催しているため、学校ごとに会議は開催していない等の回答。

⑦コミュニティ・スクールにおける小中一貫教育を推進する上での成果（複数回答可）

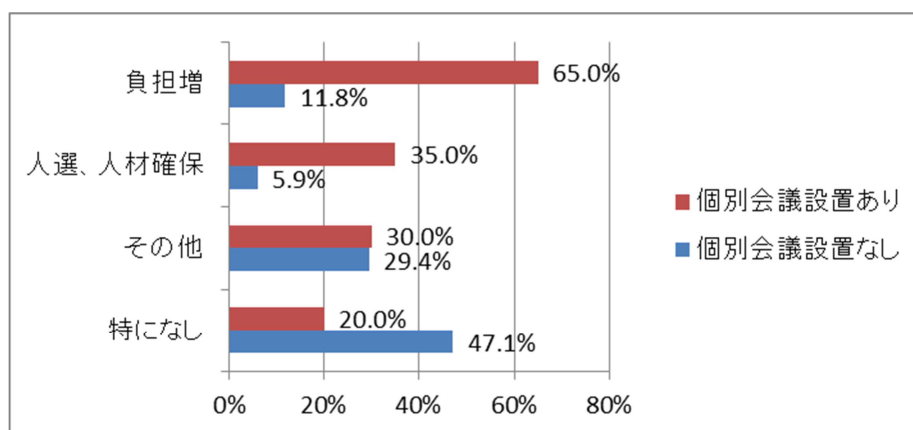


※「目標の共有」は、9年間を通じた教育目標、系統的な教育課程等を共有している等の回答。「目標の共有」及び「一体感（意識の共有）」を共に挙げた自治体については、「目標の共有」にカウントしている。

※「一体感（意識の共有）」は、小・中学校の学校・地域の関係者において、意識の共有が図られているとの回答。

※「その他」は、系統的に教育を考えられるようになった、小・中学校に学校経営方針が浸透した、ボランティアが増加した等の回答。

⑧コミュニティ・スクールにおいて小中一貫教育を推進する上での課題（複数回答可）



※「負担増」は、各学校の委員構成が重複してしまい、委員及び学校に負担が生じている等の回答。

※「人選、人材確保」は、学校運営協議会委員として適切な人材が不足しており、人選、人材確保が困難である等の回答。

※「その他」は、学校数が多いため市教委が積極的に関われない、関係する組織が多いと円滑なネットワークづくりができない等の回答。

法令一覧

政策	法令名	条	条文
コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第四十七条の五	<p>教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。</p> <p>3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> <p>4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> <p>6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。</p> <p>7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。</p>
学校評議員	学校教育法施行規則	第四十九条	<p>小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。</p>
学校評価	学校教育法	第四十二条	<p>小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。</p>
		第四十三条	<p>小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p>
	学校教育法施行規則	第六十六条	<p>小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>
		第六十七条	<p>小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>
		第六十八条	<p>小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p>

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校の推進に向けて ～全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して～

(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

現状

- 社会の動向、子供たちの教育環境を取り巻く状況
 - ・ 人口減少の進行、グローバル化の進展、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、貧困問題の深刻化、児童虐待の増加
 - ・ 子供たちの規範意識や社会性等の課題、複雑化・多様化した学校の課題に伴う、教職員の勤務負担
- コミュニティ・スクール等の現状と課題等
 - ・ 学校に対する保護者や地域の理解の深まりや特色ある学校づくり等の成果の一方、導入に消極的な自治体が存在し取組に地域差が発生。また、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の連携不足、学校評議員制度の形骸化の指摘。

今後の目指すべき基本的方向性

社会総掛かりでの教育の実現

- 現在の子供や学校の抱える課題の解決、子供たちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。

地域とともにある学校づくりの一層の推進

- 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となつて子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、その中核にコミュニティ・スクールを据え、設置促進を図っていくべき。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点が重要。

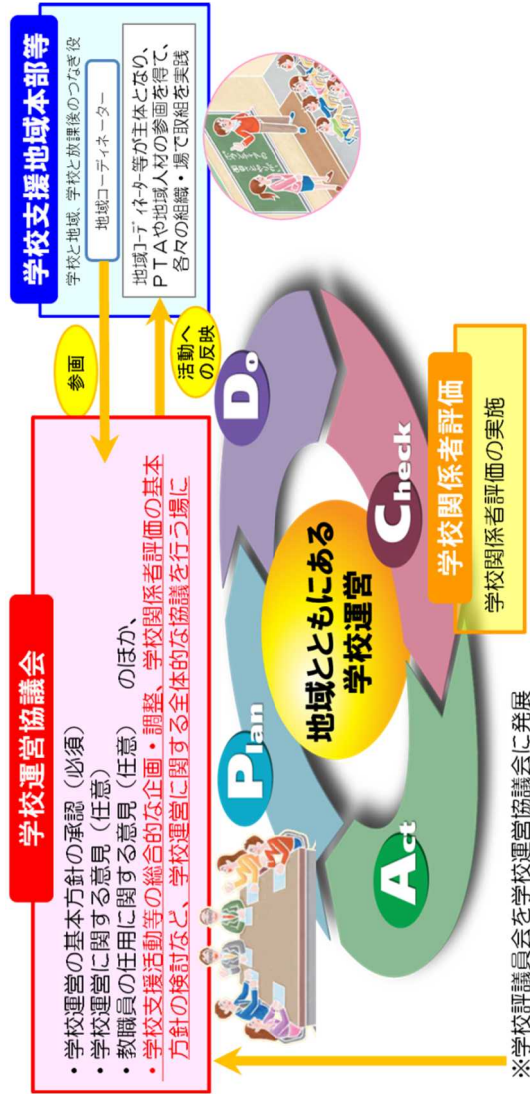
コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

< 国における推進方策 >

- #### 1. コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進
- 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進し、学校運営の改善を果たす P D C A サイクルを確立
- ⇒ 学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展、学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展等を促進

【推進のための具体的方策】

- ・ 一体的に推進する取組に対する重点的支援
- ・ コミュニティ・スクール設置の手引きの改訂
- ・ C S マイスター、地域コーディネーター等の連携による推進運動等



2. 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

- 組織としての力を最大限発揮するため、マネジメント力の強化が必要。

【推進のための具体的方策】

- ・ 教職員の研修機会・内容の充実に向けた支援
- ・ 教員養成段階における地域との連携・協働に関する意識付け
- ・ 地域連携の中核となる教職員の明確化、事務機能の強化

3. 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進

- 保護者や地域が学校運営に対する当事者意識を高め力を合わせる必要。

【推進のための具体的方策】

- ・ 保護者、地域関係者を広く集めたフォーラム等の開催、研修への支援
- ・ 学校支援地域本部の設置促進、地域コーディネーターの育成・機能強化

4. 協働による学校を核とした地域づくりの促進

- 地方創生の観点等から、学校を核とした地域づくりの動きを促進。

【推進のための具体的方策】

- ・ 学校を核として地域づくりを実現している好事例の収集・発信
- ・ 首長部局等との協働による課題解決型学校モデルの構築
- ・ 学校・地域協働コンシエルジュ（仮称）の仕組みの構築

今後の学校運営協議会制度等の在り方（提言）

- 国は、以下の検討の方向性を踏まえ、引き続き具体的な検討を進める。

1. 現行の学校運営協議会の機能の取扱い

- 現行の学校運営協議会の3つの機能は、引き続き備えるべき。特に、教職員の任用に関する意見の取扱いについて適切な理解を促す一方、当該機能を主活動に位置付けない柔軟な運用も提示。

2. 学校評議員から学校運営協議会への移行の促進

- 公立学校について、学校評議員から学校運営協議会への移行を積極的
に促進。すぐに移行できない学校は、学校評議員の合議体を形成し学
校運営への参画を促すことで機能化・活性化を図る。

5. コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- 類似の仕組みを段階的な姿として捉え、コミュニティ・スクールへの移行を促進。

6. 幅広い普及・啓発と戦略的な広報

- 制度の意義・成果等への理解を促すための教育長等への働きかけの促進

7. 魅力(インセンティブ)の提供

- 教職員体制の整備充実など体制面・財政面等の負担の解消に向けた支援

8. コミュニティ・スクール推進実行プラン(仮称)の策定

- 3,000校の推進目標の先を見据えたビジョンや具体策等を示したアクション・プランの策定・公表

＜都道府県・市町村の役割と推進方策＞

- 今後、各地方公共団体は、全ての学校においてコミュニティ・スクー
ル化を図ることを目指し、一層の拡大・充実に向けて取組を推進。
- 教育長や校長の力強いリーダーシップの発揮に期待し、教職員等の研
修やフォーラム等の開催による積極的な普及・啓発等を要請。

3. 学校支援に係る機能の明確化

- 地域住民等の理解や協力、参画等が促進されるよう、学校運営協議会
の機能の一つとして、学校支援活動等の総合的な企画・調整の機能の
明確化を検討。

4. 学校関係者評価に係る機能の明確化

- 学校運営協議会制度と学校評価の制度を有機的に組み合わせ、両者を
一体的に推進。

5. これからのコミュニティ・スクールの制度的位置付け

- すべての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に
連携・協働した活動を展開するために、コミュニティ・スクールの仕
組みの必置について検討。

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議の開催について

平成26年6月4日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

教育再生に向けた諸改革が進められる中、家庭や地域の教育力を高め、それを結集した学校づくりの推進が一層求められている。平成16年にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が法制化されて以降、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民の学校運営への参画と学校支援を一体とした取組が見られるなど、制度の一定の定着が見られるが、取組の地域差が大きく、各種事業等との連携不足も指摘されている。また、平成25年12月の中央教育審議会答申では、地域とともにある学校づくりを一層推進していくために、学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方について検討の必要性が指摘されているところである。

このため、今改めて、地域とともにある学校づくりを推進し、子供の豊かな学びと成長を一層支援していくため、コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策とともに、学校運営協議会を基盤とした学校・家庭・地域の三者の連携協働により総合的に子供を育てる体制の在り方と推進方策等について、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。また、教育委員会制度改革が進められる中、教育委員会と首長部局の協働により、まちぐるみで地域とともにある学校づくりを推進していくことが期待されており、その在り方等について調査研究を行う。

2. 調査研究事項

- (1) コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策に関すること
- (2) 学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方に関すること
- (3) 教育委員会と首長部局の協働による、地域とともにある学校づくりの在り方に関すること

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議の下にワーキンググループを置くことができる。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。

4. 実施期間

平成26年6月20日から平成28年3月31日までとする。

5. その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付において処理する。

コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議委員 委員

(五十音順 敬称略)

- ◎ 天笠 茂 千葉大学教育学部教授
安齋 宏之 福島県田村市立緑小学校長
生重 幸恵 特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事
一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議
会代表理事
生田 義久 京都市教育委員会教育長
貝ノ瀬 滋 東京都三鷹市教育委員会教育委員
金子 郁容 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
小西 哲也 山口県教育委員会教育次長
小林 円 横浜市立根岸中学校事務職員
○ 小松 郁夫 常葉大学教職大学院教授、国立教育政策研究所名誉所員
佐藤 晴雄 日本大学文理学部教授
新庄 恵子 港区立高陵中学校長
竹原 和泉 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事
田谷 克裕 日本PTA全国協議会総務委員会委員長代理
東京都公立中学校PTA協議会会長
都築 由美 奈良市立富雄中学校区地域教育協議会代表コーディネーター
奈良市教育委員
中島 幸男 福岡県芦屋町教育委員会教育長
西川 信廣 京都産業大学文化学部教授、教職課程教育センター長
屋敷 和佳 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官
山野 則子 大阪府立大学人間社会学部大学院人間社会学研究科教授
四柳 千夏子 三鷹中央学園コミュニティ・スクール委員会副会長

(◎：座長、○：副座長)

調査研究協力者会議の検討経過

第1回（平成26年6月20日）

主な内容：有識者ヒアリング（安齋宏之委員、佐藤晴雄委員）
コミュニティ・スクールの現状と課題の整理
コミュニティ・スクールの推進方策

第2回（平成26年7月8日）

主な内容：有識者ヒアリング（小西哲也委員）
コミュニティ・スクールの現状と課題の整理
コミュニティ・スクールの推進方策

第3回（平成26年7月28日）

主な内容：有識者ヒアリング（都築由美委員、山野則子委員）
コミュニティ・スクールの現状と課題の整理
コミュニティ・スクールの推進方策

第4回（平成26年9月3日）

主な内容：コミュニティ・スクールの現状と課題の整理
コミュニティ・スクールの推進方策
（これまでの審議の整理を取りまとめ）

第5回（平成26年10月20日）

主な内容：小中一貫教育を推進する上での学校運営協議会の在り方について（第一次報告取りまとめ）

第6回（平成26年12月24日）

主な内容：今後の学校運営協議会制度の在り方

第7回（平成27年1月20日）

主な内容：今後の学校運営協議会制度の在り方

第8回（平成27年2月23日）

主な内容：報告案の審議

第9回（平成27年3月17日）

主な内容：報告案の審議・取りまとめ